

英語以外の外国語教育について：日本の現状と韓国・フランスの場合、及びEU・EU諸国の言語（外国語/地域・少数言語）教育

田中，陽子
九州大学大学院言語文化研究院

<https://doi.org/10.15017/1654319>

出版情報：言語文化叢書．9，pp.65-85，2004-02-20．九州大学大学院言語文化研究院
バージョン：
権利関係：



英語以外の外国語教育について^{※1}
—日本の現状と韓国・フランスの場合、
及びEU・EU諸国の言語(外国語/地域・少数言語)教育—

田中 陽子

本稿の構成は以下の通りである。

- (1)多言語教育の必要性
- (2)日本の大学における英語以外の外国語教育の現状
- (3)中等教育における英語以外の外国語教育
 - (3-1)韓国の中高等教育における英語以外の外国語教育
 - (3-2)フランスの初等・中等教育における英語以外の外国語教育
 - (3-3)日本の中等教育における英語以外の外国語教育
- (4)EUの外国語教育支援プログラム: 理念と対策
- (5)EU諸国の初等・中等教育における言語(外国語/地域・少数言語)教育

はじめに

第二次世界大戦後、日本において英語以外の外国語の教育を主に担ってきたのは大学である。ところで、近年国際コミュニケーションにおける英語の重要性が強調されるにしたがって、大学における英語以外の外国語の教育がさまざまな形で後退する傾向がみられる。英語の重要性はすでにほぼ共通認識になっており、英語教育の更なる充実を図ることは重要である。しかし、一つの言語にのみ外国語教育が収斂していくことはさまざまな問題を孕んでいる。

本稿では、まず、多言語教育の必要性についてふれ、次に我が国の大学の英語以外の外国語教育について概観する。さらに中等教育において英語以外の外国語教育が定着している韓国とフランスの現状を瞥見した後、以前より多言語教育に弾みがついているといわれている我が国の中等教育の現状を概観する。最後に、多文化・多言語主義を原則と設定し、義務教育修了迄に学校で母語以外のヨーロッパの言語を2つ習得することを奨励し(ヨーロッパ以外の言語習得を妨げるものではない)、そのための外国語教育の効果的な展開と充実のために、国境を越えた学校間の連携プロジェクトを支援するプログラムを創出しているEUの外国語教育の理念、プログラムの概要、さらに加盟国の言語(外国語/地域・少数言語)教育の現状等について、欧州委員会の資料等を通して瞥見してみる。EUという、特殊な枠組みの中での外国語教育とはいえ、それは、「現に形成されつつある多文化・多言語主義が、次の時代の人々の生活の構成原理に深く関わっている事も確かである」^{※2} という認識に立ち、EUという枠組みを外してみたとき、歴史の教訓をふまえて打ち出されたその多文化・多言語主義への格別の深い配慮と教育の方向性、さらにそのための実践は、我々の外国語教育を長期的展望の中で考える上で示唆に富むものであると考える。

我が国の外国語教育の枠組みとパラダイムについて再考するための若干の資料を提供することが本稿の目的である。

^{※1} 本稿は、田中陽子：「日本における英語以外の外国語教育の現状の概観ならびにEUの言語教育の理念と対策及びEU加盟国の言語教育の状況の瞥見」『言語文化論究No16』2002年7月、九州大学大学院言語文化研究院に加筆訂正をし、韓国の中高等教育における外国語教育の部分を付け加えたものである。

^{※2} 西川長夫：『フランスの解体? もうひとつの国民国家論』人文書院1999,p.300

(1)多言語教育の必要性

2001年5月、筆者も聴衆として参加する機会を得た「言語の多様性—文化の柱、コミュニケーションの架け橋」と題した欧州諸言語年記念国際シンポジウム⁸³において、ドイツ、ザール大学のアルベルト・ラッシュ氏は、「マルチリンガリズムが開く扉」⁸⁴と題した講演で多言語教育と多言語能力の必要性について語った。少し長くなるが、その一部を引用してみる。

「それぞれの社会は、現代の国際化された世界において、皆が、政治・経済・文化の領域で平和に共存し、存続していくために、多言語能力を必要としている。社会はますます重要となるこの課題を解決するために、個々人による複数言語の習得を促す必要がある。そのためには語学教育と語学習得に対する政治的理解が必要であり、全般的な意志<volonté générale>と相まって、世界に開かれた構想を教育政策において実現していかなければならない。こうした発想の転換が授業の実践と言語理解にどのような影響をもたらすか、いくつかの具体例が示している。又逆に、語学の授業と実践が国際化された世界への扉を開くことができ、またそうあらねばならないことも示されている。」⁸⁵

上に述べられている多言語教育の必要性は、我が国でも、多くの言語関係の専門家、あるいは国際的に活躍している人々によって表明されている。彼らは、外国語教育の画一化は、世界の多様性を認識する力、多角的に世界をみる力を弱め、価値観の画一化をもたらす危険があるとし、一つの言語のみに偏らない複数の外国語教育の必要性を主張している。その中には津田幸夫氏等に代表される‘英語は国際語であるから学ばなければならないとする’言説そのものの問題性を指摘し意義を唱える人々もいる。津田氏等の指摘⁸⁶は確かに英語が圧倒的優位な言語となっている現在の世界の言語文化状況を批判的にとらえており、その批判的視点は我々の視座の中に入れておくべきであろう。しかし、多数の専門家は、英語の重要性はすでに共通認識になっているという現実論的認識に立った上で、それでも1つの外国語にのみに外国語教育が収斂していくことの問題性と多言語教育の必要性について指摘するものである。たとえば、次の藤原五雄氏の見解はそれをきわめて簡潔、かつ的確に表現している。「英語単一言語主義は、多様な文化を圧殺し、画一化する側面があることも見逃してはならない。真の文化は個別文化や多様な文化の内実に向き合うことによって初めて可能となる。その機軸となるのはいうまでもなく言語であり、言語教育である。画一的、表面的な文化を相対化し、複眼的な文化理解への視点を獲得するためには、英語だけ学んではいけない、という視点がそのような主張には欠けているように思う。」⁸⁷と述べているが、このような見解はさまざまなバリエーションで多くの人々によって述べられており、おおむね先にあげたラッシュ氏の論拠と軌を一にするものである。ラッシュ氏は、上記の講演の最後で、

「多言語能力は、適切な教育行政が必要となり、多くの種類の外国語を学ぶ機会が提供されなければならない。もし教育へのこうした要求が満たされるなら、複数言語を使える市民が社会の言語能力を作り出すといってよいだろう。ある国で多言語能力が存在するならそこ

⁸³ 2001年欧州諸言語年記念国際シンポジウム「言語の多様性：文化の支柱、コミュニケーションの架け橋」(2001年5月11日、東京、国際交流基金フォーラム)/駐欧州委員会代表部、EU加盟15カ国大使館および文化会館、国際交流基金、朝日新聞社の共催

⁸⁴ Albert Raasch: 「Mehrsprachigkeit öffnet Türen」

⁸⁵ Albert Raasch: 「Mehrsprachigkeit öffnet Türen」引用は当日配布された日本語訳当日配布された日本語訳 p.1

⁸⁶ 津田幸夫著:『英語支配とは何か—私の国際言語政策論』明石書店、2003年その他参照

⁸⁷ 「報告1」 in 『国立五大学言語文化部・言語文化研究員シンポジウム報告書 大学における外国語教育の存在意義—初習外国語を中心として』名古屋大学言語文化部、2001年p.3

にはマルチ文化性も存在する。これは社会のマクロ的能力であり、今日、社会が存続するために多くの文化と関係を持っている中で、相手を理解し、相互に了解するための前提である。一つの言語と一つの文化に閉じこもることは、社会の発展を妨げ、個人の可能性も狭めてしまい、国際平和も阻害する。」⁸⁸ とのべている。

アルベルト・ラッシュ氏が言う‘社会のマクロ的能力’については、ル・モンド・ディプロマティックの編集主幹ベルナール・カッセン氏は、「フランスにとっての多言語主義」⁸⁹の中で、「他の多くのレフェランスを内包した一国のレフェランス体系の豊かさ」、という表現を用いており、レフェランス体系の豊かさの維持は「未来の来るべき世代に対して国家が果たすべき最大の責任」であるとのべ、さらに、「多言語主義を縮小する措置はいかなるものであれ、具体的かつ象徴的に国家のレフェランス体系を弱体化することになり、おぞましいメタファーをあえて使うならば、国家の文化的競争力を減少させることになる。」と述べている。

カッセン氏も、先にみたラッシュ氏と同様に、多言語能力は容易に達成できるものではなく、多くの種類の外国語を学ぶ機会を与えうる適切な教育行政が必要であること、それが、ひいては個人と社会の発展、社会集団の文化の力となり、国際理解を可能にし、国際平和につながることを強調している。

ところで、我が国の、外国語教育の現状を多言語教育(教育制度というシステムの中であり、自ずから制約もあり、又それを取り巻く経済的、文化的、政治的環境の影響もあり、理想的な多言語教育というのは不可能であるが、多様な言語を学ぶ機会を与えうる教育という意味でこの言葉を使っている)の観点から見た場合、現状はどのようなものであるのだろうか。

(2)日本の大学における英語以外の外国語教育の現状

日本においては、戦後新制大学の発足以来、英語以外の外国語教育は、第2外国語として主に大学で行われていた。これは、旧制高等学校が、新制大学の教養課程として吸収され、そこにおいて行われていた英語以外の外国語教育(ほとんどがドイツ語とフランス語)が、大学の一般教養科目として行われるようになったことによる。

戦後大学基準協会の大学基準によって「学部・学科にかかわらず2つ以上の外国語について夫々8単位以上の授業を必ず用意しなければならない」⁹⁰と定められていたが、1980年代初頭の教養単位縮小に伴って、大学での外国語教育は1カ国語でもよくなり、英語以外の外国語の履修を徐々に必修科目から外す大学や、必修単位数の削減をする大学が多くなった。

その後1991年に行われた大学の設置基準の一部改定による大綱化によって、外国語教育に関しては、各大学の自由裁量に任されるようになった結果、英語以外の外国語が多くの大学で、選択必修へ、あるいは自由選択科目へと移行し、その結果、かなりの大学で、履修者数が減少した。又、必修単位として堅持している大学の中でも、さまざまな理由から単位数を削減するところが多くなった。その理由の一つは、大学院の新設や、大学院重点化等

⁸⁸ Albert Raasch: 「 Mehrsprachigkeit öffnet Türen」 p.1

⁸⁹ ベルナール・カッセン氏自らがパネリストとして出席した1996年6月に行われた日本フランス語フランス文学会と日本フランス語教育学会との共催シンポジウムに提出された論考である。この論考は三浦信孝編『多言語主義とは何か』藤原書店1997年pp.96-105に収録されている。

⁹⁰ 大谷泰照: 「諸外国における外国語教育改善の方向」 in 『小学校からの外国語教育』研究社、1997、P.47

による教員の外国語担当コマ数の不足によるものもある。勿論第2外国語を堅持しようと努力している大学もあるが、全体的な傾向は縮小の方向に向かった。

ただ、その間、中国語、韓国語、スペイン語などを新たに開講する大学も多くなり、それ迄ドイツ語、フランス語というヨーロッパの主要言語に偏しがちであった言語の選択範囲が広がり、多様な外国語の教育が行われるようになるという評価すべき面もあらわれてきた。

また、以前に比べて、教育の在り方についてもさまざまな反省と模索がなされ、外国語教育という観点から教育的配慮の行き届いた授業が行われる現象も広く出現している。

しかし、1990年代の終わり頃から、急速に普及したインターネット上で英語の需要が増したことから、また、科学部門で英語が「リングフランカ」として特に有用性をもつ言語になってきたことから、英語の習得が絶対優先事項とみなされるあまり、現在第2外国語を必修としている諸大学内部でも、学部によっては、英語以外の外国語に学生がエネルギーをつぎ込むよりも英語教育の強化に外国語教育を収斂させた方が効率的によいという考えから、80年代90年代に大幅に削減された必修単位数をさらに削減するべきだという意見、さらには現在2つの外国語を必修として堅持しているところでも、英語以外の外国語の履修を必修から外すようにという要望があがることがしばしばあると聞く。実際、そうした大学の中で学部によっては必修科目から第2外国語を外したところもでてきている。

英語が、国際的なコミュニケーションの手段として、もっとも汎用性のある言語になっていることは、共通認識になっており、英語の十分な習得は必要不可欠なことであり、今後も、より有効な教育方法を模索して、そのレベルアップをはかる努力がなされなければならないことには変わりはない。しかし、英語以外の外国語履修者が以前より少なくなっている現実、履修しても、単位数の削減で、大学段階で、ほんの導入部のみのさわりだけを勉学するにとどまる学生が以前より圧倒的に多くなっていることは問題ではなかろうか。

以上見たように、大学における英語以外の外国語教育は、戦後の大学教育が担っていた、すべての大学生に2つの外国語という義務規範はなくなっており、現在は当該大学の自発性のみに任せられている結果、各大学内のさまざまな要因によって左右されることになり、大半の大学での必修単位数等から見る限り、大きく後退し、今後も各大学の良識という不安定な要素にその基盤がおかれているのが現状である。

ところで、教室の現場では、年毎に、英語以外の外国語についても、コミュニケーションの手段として、学ぶからには意欲的に取り組もうとする学生数がふえていることを実感している。英語以外の言葉もマスターして、多様な文化、社会とそこに生きている人々への自分の通路を豊かにしたいと思っている学生は以前より格段に増えてきているように思う。彼らの育った時代はすでに、人・もの・サービス・資本の往来が国民国家の垣根を越えて盛んになっており、さまざまな文化や社会の中で生きている人々の存在を身近に感じられるためであろう。また、メディアをとおして、あるいは、近年増え続けている身の回りにいる日本在住の外国人・外国人留学生を通して、英語以外の外国語（日本語）を立派にマスターした人々の存在を身近にしておき、ある文化・社会の内実に迫るのにはその言語を学ぶことが必要であるということを彼らはそういう人々から無意識のうちに感じているのであろう。以前の学生達より、現代の学生の方が、「外国語は学ぶ必要がない、日本語だけで十分だ」という確信に満ちた自国語中心主義、あるいは外国語といえば、英語で事足りるという外向きのモノリンガル主義からは格段に解放されているように感じる。むしろ外国語においてもマルチリンガルでありたいと願っている学生が多いように思う。

ところで、九州大学自己点検・評価委員会では2001年12月に卒業を控えた4年生に全学教育(九州大学では一般教育をこのように呼んでいる)についてのアンケート調査を行った。質問項目は40に及び、回答は次の5段階を設定し、学生の評定を求めている。

- (5)そのとおり (4)どちらかと言うとそのとおり
(3)どちらとも言えない (2)どちらかというとそのでない
(1)そうでない

その中の一つに次の質問がある。

「今、あなたは、英語以外の外国語の能力は大切なことだと思っていますか？」

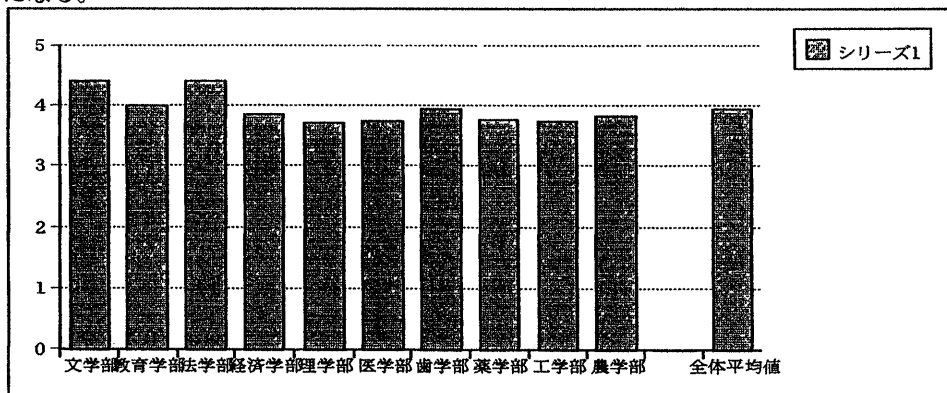
アンケートの回答者は1451人で回答者は4年生全体の約57%である。上記質問に対する各学部の回答者数と平均評定値を以下の表にまとめた。

	回収数	平均評定値		回収数	平均評定値
文学部	36	4.42	医学部	100	3.75
教育学部	40	4	歯学部	40	3.93
法学部	101	4.42	薬学部	39	3.77
経済学部	43	3.86	工学部	594	3.73
理学部	245	3.72	農学部	249	3.83
			合計	1487	3.93

各学部の総数に対する回答者数のおよその割合は、以下のようになっており、理系の学部の回答者数の割合が圧倒的に多く、文系・理系の間に大きな不均衡があるのは残念である。

	回答者の割合		回答者の割合
文学部	21%	理学部	71%
教育学部	71%	医学部	100%
法学部	34%	歯学部	63%
経済学部	14%	薬学部	49%
		工学部	64%
		農学部	93%
文系回答者率	23%	理系回答者率	72%

わかりやすくするために、各学部の平均評定値と全体の平均評定値を棒グラフにすると次のようになる。



全体の平均値は、3.93 で、「3:どちらともいえない」以上で、「4:どちらかと言うと思う」にきわめて近い値を示している。すべてに学部においてその評点の平均が3.72以上で、文系の文学部と法学部は4.42と一番高い数値を示している。注目したいのは、理系の学部においても、その平均(3.78)から見ると、「どちらかという必要だ」に近い数値を示し、英語以外の外国語の能力もどちらかという必要だと感じていることがわかる。

ちなみに、英語に関する質問

「今、あなたは、聞き、話し、読む、書くの英語の運用能力は大切なことだと思いますか？」に対するか全体の平均評定値は4.8である。各学部の平均評定値はすべて4.5を越え、当然のことながら高い数値を示している。英語以外の外国語に関しては英語程の高い数値を示していないのは予想されたことであるが、ともすれば、英語で事足りるといわれている理系の学生でも英語だけで事足りるとは思っていないということがこのアンケート調査結果で読み取れるのではなからうか。英語にのみに外国語教育を集中させようとしているのは、現代の若者達とは異なる生育環境と時代的背景を持ち、彼等よりも文化的多様性に関われない大人の側からのみの論理と言える側面があるのではないだろうか？大人は若者がこれから生きていく世界をもっと見据えねばならないのではないだろうか。

ただ、一般的に、英語以外の外国語も身につけたいと思っていても、実践的な外国語の習得のために時間やエネルギーをそそがねばならないという自覚を持ち合わせている学生はごくわずかである。また、習得したいと漠然と考えていても、必修でない場合あえて選択して学習する学生はわずかではない。外国語習得のような、履修者自身の努力と勤勉さが特に求められる科目については、必修でなかった場合、あえて選択して学習する学生はわずかである。国立大学でも、必修から外したいいくつかの大学の工学部等で、1外国語につき一桁しか履修者がいなかったというようなケースがおこっている。必修であることの意味は大きいといえる。又、新しく学ぶ外国語学習にとって、必修単位数も習得上大きな影響を持つことになる。必修単位数を減らしたり、安易に必修から外すことは大きな問題である。

以上のような状況の中で、英語以外の外国語教育をこれからの日本でどのように行うべきかという根本的な議論が必要であろうし、その議論は、ただ大学の枠の中にとどまらず、それらを中等教育で開始するという可能性も視野に入れた議論であることが必要ではないだろうか。もし中等教育で開始すれば、大学での英語以外の外国語の教育は現在とは別の展開をする事になるだろう。たとえば、中等教育で開始すれば大学では必修から外し、選択した学生がより深く学べる環境を提供する可能性もでてくる。そのような根本的な議論がないまま、英語以外の外国語教育は、先に見たように各大学の良識に委ねられ、言語教育に関する洞察に富んだ議論の果てではなく、さまざまな、言語教育以外の要因によって決定されていることが多いのが現状である。

(3)中等教育における英語以外の外国語教育

ところで、諸外国においては、外国語教育を主に担っているのは中等教育であり、一般的に、中等教育で2つの外国語を履修する、あるいは習得するチャンスが与えられるケースが多いようである。その場合、大学ではそれらの外国語は自由選択科目となっている場合がほとんどである。

ここでは、先ず、諸外国における英語以外の外国語教育がどのように行われているかを、中等教育においてその教育が定着しているフランスと韓国を例にとって簡単に見た後、

我が国の中等教育における英語以外の外国語教育について概観する。

(3-1) 韓国における英語以外の外国語教育

韓国における英語以外の外国語教育については、主に韓国の教育省の中にある韓国教育開発院(KEDI)が1997年に出版した『第7次外国語科教育課程開発研究』^{註11}と韓国教育省のインターネットのHPの資料を通して概観する。

韓国では第2次世界大戦後の1954年-63年の第1次カリキュラムにおいて英語教育が中学校から正式に始まった。英語以外の外国語教育としては、この第1次カリキュラムにおいて、ドイツ語と中国語の教育が高校で始まった。その後徐々に外国語数をふやし、現在、ドイツ語、フランス語、スペイン語、日本語、中国語、ロシア語、アラビア語が原則として第2外国語として選択できることになっている。

高校で必修科目になっていた第2外国語は、1992年からは選択科目となった。しかしながら、現在かなりの大学の大学入試で第2外国語が大学就学能力試験(日本の大学入試センター試験に相当)で必要科目とされていること、伝統的に高等学校教育に第2外国語教育が定着していることから、一般系(日本の普通高校にあたる)のほとんどの高校で第2外国語教育が行われており、一般系のほとんどの高校生が第2外国語を選択している。韓国教育開発院(KEDI)の統計^{註12}によると2003年現在韓国全体で一般系の高校の総数は1297校であるが、1232校、つまり約95%の高校で第2外国語の教育がおこなわれている。その中で、1つの第2外国語だけを開設している高校は374校、2つ以上が564校、3つ以上が294校である。最近の傾向として3つ以上を開講する高校数が増えているという。同じく韓国教育開発院(KEDI)の統計による^{註13}1998年から2003年における高等学校での主要な英語以外の外国語の開講クラス数の推移は以下の表のようになっている。日本や中国といった近隣の外国語を学ぶ高校生がふえていることがわかる。近隣の諸国との交流を推進するという観点からもこれは望ましい現象であるといえよう。

韓国の高等学校での英語以外の外国語の開講クラス数の推移

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本語	6294	6099	6294	7707	9011	10799
中国語	1614	1721	1765	1988	2534	3357
ドイツ語	9365	8123	7266	5998	4990	3288
フランス	5381	4746	4418	3628	3161	2207
スペイン	351	345	299	268	286	247

韓国教育開発院(KEDI)の資料

^{註11} カリキュラム開発研究報告CR97-29 pp.21-40 尚、筆者が韓国語ができないため翻訳は九州大学の外国人教師金秀品さんをお願いした。韓国教育省のインターネットサイトの読みとりも金さんにいただいた。ここに記して感謝の意を表する。

^{註12} <http://210.122.126.23/servlet/BulletinServlet?cmd=list>

^{註13} <http://210.122.126.23/servlet/BulletinServlet?cmd=list>

(補足)

長い間、韓国の大学入学試験では2つの外国語が課せられていたが、1992年からの第6次カリキュラムで第2外国語が必修科目でなくなったことに連動して、1994年から大学入試では、第2外国語の試験は廃止された。この状態は94年から2000年迄続く。しかし、1998年の調査でソウル大学校をはじめとする73の大学が、大学入試に英語以外の科目も必要と回答したことをうけ、2001年から、各大学の決定によって大学入試に英語以外の外国語を課することができるようになり、第2外国語を必要科目として復活させる大学がでてきた。英語が70分の試験で配点が80点、英語以外が外国語(ドイツ語1/フランス語1/スペイン語1/中国語1/日本語1・ロシア語1)が40分で40点である(2003年度)。本稿では委細を詳述することはしないが、大学の入試において、第2外国語を必要科目とする大学とそうでない大学の併存により、結局はほとんどすべての大学受験生が大学入試のためにも高校で第2外国語を学ぶという状況は続いている。

(3-2) フランスの初等・中等教育における英語以外の外国語教育

フランスに関しては、フランスの教育省の資料を通してしてみる。

フランスは1960年代から第2外国語が中等教育の普通コースでは必修となっていた。1965-66年次の中学3年次生、4年次生(年齢としては日本の中学2年生と3年生にあたる。フランスは小学校が5年間、中学校が4年間、高等学校が3年間である)の67.3%が第2外国語を選択しており、1997-98年度には88.9%になっていた。^{註14} 1998年からは、すべての中学3年次生(日本の中学2年生)から第2外国語あるいは地域語が必修となった。

外国語の選択肢は1980年代から徐々に増え、現在、第1・第2外国語として何らかの形で中等教育に提供される言語は以下の表にあるように15カ国語である(当該学校ですべての言語が提供されている訳ではない)。さらにそれに加えて、9つ地域語とアラブ語が第2言語として認められている。高校では、希望者は第3外国語も自由選択として選択できるようになっている。第3外国語を学ぶ学生は90年代初頭は約10%に達していたが、最近では6%程度である。^{註15}

これらの言語はバカロレア試験(中等教育の最終試験であり大学入学資格試験でもある)の外国語の試験科目の中にふくまれている。大学に進学するためのバカロレア試験では、最低2つの外国語が課せられている。地域語でも受験できる。

1989年から実験的に開始された小学校の高学年(年齢としては日本の小学4・5年生に当たる)における外国語教育は2000-2001年度にはほとんどの生徒に実施され、2002年からは小学校の4年次からの正式科目として導入された。教えられる外国語に関しては、英語以外の言語に関しても、希望者があって開設条件が整えば開設できる。2000-2001年度に関して言えば、5クラスに1クラスでドイツ語が、1.8%のクラスでスペイン語が、1%のクラスでイタリア語が教えられ、アラブ語とポルトガル語が0.5%のクラスで教えられていると報告されている。^{註16}

^{註14} ^{註14} 「L'évolution de l'étude des langues dans le seconde degré depuis trente ans / Note d'information 96.40」Ministère de l'Education Nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche と「Les langues vivantes dans le seconde degré en 1999-2000 /Note d'information00.40」による。フランスに関する資料は <http://www.education.gouv.fr> と <http://www.eduscol.education.fr> を通して入手している。

^{註15} 「La diversification des langues vivantes à l'école」Ministère de l'éducation nationale/Direction de l'enseignement scolaire -22 janvier2002

(3-3)日本の中等教育における英語以外の外国語教育

諸外国の中等教育における外国語教育について1977年、1986年、1996年、2000年と4回にわたる調査をした大谷泰照氏は、世界の各国では中等教育で必修外国語として提供される外国語の数が増加の傾向を示していることを指摘している。^{註17}

我が国の中学・高校における英語以外の外国語教育の現状はどうであろうか？戦後大学基準協会の大学基準によって「学部・学科にかかわらず2つ以上の外国語について夫々8単位以上の授業を必ず用意しなければならない」という義務規範の消滅、必修単位数の削減、あるいは、選択科目への移行等、大学における英語以外の外国語教育の軽減化に連動して、中等教育が第2外国語の基礎教育の受け皿としての役割をはたそうとする傾向がみられるのであろうか。そうであれば、伝統的な英語以外の外国語の教育の開始の場が徐々にシフトしているとみて、大学での英語以外の外国語教育の今後のあり方について、長期展望の中で、具体的かつ有効な対策を考えることができることになる。

人の往来が地球規模で盛んになった現代では特に、中等教育において、英語以外の外国語も学習する機会も与えられ、大学ではその知識を深化させる教育へとシフトすることが望ましいのではないだろうか。大学教育が普及したと言っても実際の進学率は約50%であり、残り半数の高校生は大学に進まない道を選んでいる。中等教育で開設されればより多くの人々が英語以外の外国語を学ぶチャンスが与えられることになる。生徒達はより早い時期に、世界が多様な言語と文化から成り立っているという事実を目を開くことができ、新たな自己認識をし、より広い視野の中で自らの進路を決めることができるのではないだろうか。日本の中等教育における画一化に風穴をあける一つの大きな契機となる可能性も期待できる。言語教育の観点から見ても、比較的早期のほうがよいし、言語習得と相即不離な国際感覚や異文化理解も早いほうが望ましい。大学教育は、それを引継ぎ、レベルアップした教育を展開することができるだろう。

我が国の中等教育における英語以外の外国語教育に関しては、1999年の白山利信氏の論文集『日本の中等教育における英語以外の外国語教育』^{註18}がある。全国規模で綿密な調査を行った浩瀚なものでものである。各学校における英語以外の外国語の開設の理念、経緯の叙述、現状の綿密な報告及び問題点などの指摘など、中等教育における英語以外の外国語教育、国際交流についてまとめた貴重な資料を提供してくれる。また2001年に発表された山崎氏の「中等教育における英語以外の外国語教育についての調査分析」^{註19}も中等教育における英語以外の外国語教育についての知見を深め、またその推移と現状を把握を可能にしてくれる論文である。この2つの労作を参考にしながら、同時に筆者自身が入手した新たなデーターを加えて、中等教育における英語以外の外国語教育の現状を概観してみる

戦前の中等教育における英語以外の外国語の歴史は明治2年に小学校が開設されたときに、外国語の科目としては、フランス語、ドイツ語、オランダ語が設置されたのに始まるが、明治12年に廃止され、明治19年の中学校令により、「第1外国語は通常英語、第2外国語は通常独語または仏語」となった。一時第2外国語は、国語、漢文に代わるが、同34年

^{註17} 大谷泰照：「諸外国における外国語教育改善の方向」in『小学校からの外国語教育』研究社、2001,pp.41-49
並びにその他大谷氏から頂いた資料による。

^{註18} 白山利信編、東京大学大学院米重文樹研究室、平成11年9月

^{註19} 『フランス語教育29』日本フランス語教育学会2000-001 pp.66-76

には「外国語は英語、独語、仏語とす」となり、中学校での語学教育の中で、確乎たる地位をしめていたという。^{註20}

第2次世界大戦後は、外国語教育の目標言語は、中学・高校では、いくらかの例外（そのほとんどがフランス語とドイツ語）をのぞいて、ほとんどの学校で英語だけになっており、すでに見たように、それ以外の外国語教育は大学で行われることになる。

ところで、白山氏は、近年、国際理解教育の一環として、英語以外の外国語科目を開設する高等学校が著しく増加していることを報告している。次の表「高等学校における英語以外の外国語教育の推移」は白山論文に掲載された文部省初等中等教育局高等学校課資料に基づいた1986年から1997年までの外国語教育実施校数の推移^{註21}に、筆者が新たに入手した1999年度と2001年度分を加えたものをまとめて表にしたものである。

高等学校における英語以外の外国語教育の推移(1986～2002年)

外国語名	1986	1988	1990	1993	1995	1997	1999	2001
中国語	46	71	111	154	192	303	372	424
フランス語	75	89	109	128	147	191	206	215
朝鮮・韓国語	7	14	24	42	73	103	109	163
ドイツ語	43	54	63	73	75	97	131	107
スペイン語	19	21	32	40	43	68	77	84
ロシア語	2	4	6	11	20	21	23	20
イタリア語	4	4	3	4	5	7	7	7
ポルトガル語	1	1	2	2	2	5	6	6
スウェーデン語	1	1						
ベルシャ語					1	1	1	1
古典ギリシャ語					1	1	1	1
古典ラテン語					1	1	1	1
サンスクリット語					1	1	1	1
ヘブライ語					1	1	1	1
アラビア語					1	1	2	1
スワヒリ語					1	1		1
トルコ語					1	1		1
モンゴル語							1	1
インドネシア語							2	2
タイ語							1	1
ベトナム語							4	
ビルマ語							1	1
マレー語							1	3
エスペラント語								1

文部科学省資料に基づき作成

高校においては伝統的にフランス語、ドイツ語がごく一部の私立の高等学校で行われていたが、表にみるように、この約15年間で、近隣国の言語の開設校が増えている。中国語が約9倍、朝鮮・韓国語が約23倍となり、飛躍的に増加していることがわかる。白山氏も述べているように、国際理解は近隣の国からという考えをもって、高等学校校がこれらの言語の教育に積極的取り組み始めていることが伺える。開設されている言語は全国で20語以上で、以前から開設されていた言語はほとんどフランス語とドイツ語のみだった事実からすれば大きな飛躍といえる。フランス語やドイツ語、スペイン語といったヨーロッパの言語の開設校もふえている。ロシア語もきわめて緩やかにではあるが増えていることがわかる。そうした新しい潮流は高等学校において提供される外国語の多様化が試みられていることとして評価すべきことである。（開設校が1校のみとなっている言語は、すべて慶応義塾式高等学校（埼玉）による開設で

^{註20} 山崎吉朗氏上記論文P.67による。

^{註21} 白山利信著『日本の中等教育における英語以外の外国語教育』p.6

ある。^{注22)}

次に、公立と私立にわけてこの英語以外の主要6言語の1986年から15年の進展をみてみよう。

高等学校における主要6言語の公立・私立別設置校数を1986年と2001年について比較するために以下の表にまとめた。^{注23)}

高等学校における主要6言語の公立・私立別設置校数の推移
(1986年～2001年)

外国語名	公立/私立	1986	2001
中国語	公立	19	299
	私立	27	125
フランス語	公立	26	120
	私立	49	95
朝鮮語	公立	4	111
	私立	3	52
ドイツ語	公立	17	57
	私立	26	50
スペイン語	公立	7	59
	私立	12	25
ロシア語	公立	1	14
	私立	1	6

文部科学省資料に基づき作成

いずれの言語についても公立校の増加幅の方が、私立校のそれと比べて大きくなっている。公立高校での中国語は約16倍、韓国・朝鮮語は27倍という伸び率をしめし、それぞれ私立の4.6倍、17倍を大きく上回っている。誰もが経済的に無理なく就学できる公立高校での英語以外の外国語への取り組みが活発化していることは評価すべきことである。

しかし高等学校全体の数から見れば、公立も私立もふくめて、英語以外の外国語を開設している学校の割合はごくわずかでしかない。2001年7月1日現在公立・私立あわせて全体の約11%である。普及しているというにはほど遠い。

白山氏が叙述している、個々の学校における英語以外の外国語開設にかかわった当該者の篤い志、並々ならぬ努力や労力などには敬服するばかりである。制度的保証が与えられない中で、個々の組織や個人が独自で行わなければならない大変さはいかばかりであろうか。翻って、そうした制度的バックアップなしでも、困難を引き受けながら開設している事実は、教育の現場で教員達が、英語以外の外国語も学ぶチャンスを生徒に与えることの重要性を感じていることの証左でもある。さらに、白山氏は、実際に学習している高校生の数についていえば、学習できる生徒は、開設された学校において、国際学科の生徒だけ履修可能というケースが多く、その割合はもっと低くなり、1997年時点で、全高校生の1000人に8人にすぎないと報告している。2001年度は若干ふえて、1000人に10人、つまり1%になっているが、教育の機会均等、公平さという観点からみると、この数字は、高等学校において外国語教育が多様化していると言えるにはほど遠いといわざるをえないであろう。

中学校における英語以外の外国語教育においても、提供される言語数を増やすところが出てきている。全国で開講されている言語は、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、朝鮮・韓国語であったのが、2001年にはポルトガル語、ヒンズー語を開設する学校もでてきている。しかし、英語以外の外国語の開設学校の実数は24校で、全体の0.2%にすぎず、

^{注22)} 上記白山論文

^{注23)} 上記白山論文P.29 のデータに田中が入手した2001年分を加えたものである。

履修生徒数の割合は10000人につき6人と、開設校数も履修者数も全体にしめる割合は高等学校の場合よりさらに遙かに低くなっている。

確かに英語以外の外国語を開設している学校数の15年の倍増率を見る限り進展は著しいといえるが、それは全体野学校数から見た場合にはわずかな数でしかなく、それを享受する生徒の割合はきわめて低く、普及しているというにはほど遠いのが現実である。サンプルあるいは実験的試みは、それが数年後には多くの人々に行き渡るという見通しとそれに対する対策が具体的に講じられなければならない。それは、サンプルとしてしか存在していなく、広く実践されているという証にはならない。

当然のことながら、大学入試における外国語試験のあり方も、中等教育での英語以外の外国語の普及に大きな影響をもつ。大学入試センター試験において、現在、英語・ドイツ語・フランス語・中国語(1997年導入)・韓国語(2002年導入)が外国語の試験科目となっているが、その中の1つの外国語でしか受験できない。そのため、受験生の圧倒的多数が、英語で受験している。2004年度英語受験者数444,481人、ドイツ語 99 人、フランス語150人、中国語 361 人、韓国語163人であった²⁴。外国語多様化の促進のためには、外国語を1つだけしか受験できない大学入試センター試験のあり方もこれからの検討課題である。逆に、中等教育において、英語以外の外国語の教育が定着すれば、大学入試においてもそれらの外国語が必要科目となる可能性は大きい。しかし中等教育に広く定着する見通しが無い現在、それらの外国語の定着を促進するために、大学入試における外国語の受験の在り方を多様化して、複数の外国語で受験できるようにすることも極めて有効な方策の1つであると思われる。

以前より若干の学校で活性化の兆しはあっても、大学入試もふくめた制度的バックアップがなされ、英語以外の外国語教育が多く的高校に定着するという兆しも見通し近い将来にはないようである。

我が国の社会の中では、姉妹都市交流、姉妹校提携もふえ、以前より地方行政レベルや民間の国際交流、草の根国際交流の機会が多くなってきた。アジアの言語をさまざまな形で学ぶ人も増えている。多言語学習の状況は、地域社会の中で以前より活発化している。しかし、それがどんなに活況を呈しているように見えても、それを享受しているのはほんの一握りの人々、そしてそのほとんどは大人である。筆者は国際交流が隆盛を極めていころ、五大学の大学生を対象として行われた異文化接触のアンケート調査における九大の学生のアンケート調査の結果を分析したが、大半の学生が異文化にふれたのは学校であったという結果をえた。²⁵ 学校教育は、この分野できわめて大きな役割を背負っていると言える。外国語教育はなおさらである。

現在の日本の社会の中をみると、都市や地域において、異なる出自・生活様式・言語・文化を背景にしたさまざまな個人・集団が定住する現象も広く見られるようになり、多民族・多文化社会が形成されつつある。これから少子化社会の中で、さらに多くの外国人の労働力も増えると予想される。アイヌ語、在日韓国語、沖縄語等以前から日本に存在している日本語以外の言語も含めて多言語的状況はすでに国内においても存在するにもかかわらず

²⁴ 大学入試センター平成16年度センター試験(本試験)平均点等一覧 中間集計その2

http://www.dnc.ac.jp/center_exam/16exam/16heikin2.html#top

²⁵ 田中陽子:「九州大学のデータを見る」in『大学生と異文化接触—国立五大学大学生の異文化接触の実態および意識調査—』1995、北海道大学言語文化部

ず、中等教育においては外国語教育に関しては、英語のモノリンガリズムという状況にあり、それ以外の外国語を学ぶチャンスはほとんどの生徒に与えられていないという現状である。

太田晴雄氏は、「異文化との接触や出会いを一部の青少年の体験に終わらせるのではなく、より多くの子供の共通財産として、子どもの教育に生かすという点で、学校の果たすべき役割は大きいものがある。(・・・)国際化が招来するのは異質な文化が混在し、異なる文化を背景とする人間がぶつかり合う社会である。学校はこうした＜国際社会＞に生きる子供たちに対して、＜意識的かつ計画的に異質との出会いとふれあいの場と機会を豊かに持つように、その制度的あり方と中身の変革を図っていくこと＞が求められよう。」^{註26}と述べているが、制度的あり方の根本的検討は、外国語教育についても必要であると考ええる。日本以外の国々での外国語教育について知見を深めることもそのための一つのプロセスとして必要だと考える。

(4)EUの外国語教育支援プログラム：理念と対策

近年筆者がおとずれたフランスでは至る所に多言語表示が目立っていた。ノートルダム寺院の入り口の注意書きは以前より言語数がふえ、スーパーで売られている食品の包装には、びっしりとEU加盟国の11の言語の説明がついていた。

梶田孝道は論文「分裂と統合のヨーロッパ」において、
「均質なヨーロッパが形成され、共通の社会空間としてヨーロッパが自覚されるにつれて、それを前提とした形で地域の‘文化的多様性’が見直され、尊重されるような議論が目立ってきた。」^{註27}と述べているが、まさに、多言語表示に、その議論の息づかいと帰結を感じるような気がした。

EUでは教育分野での協力関係の成立当初から、人の自由な往来は、ヨーロッパ市民間で実際にコミュニケーションできなければ、事実上は可能でないということ、互いの言語と文化の知識は、コミュニケーションの成立の前提であるべきものとして認識されてきた。20世紀に2度も戦場となったヨーロッパの国々では戦争を再び繰り返さないためには、国際理解のための努力をすることがもっとも肝要で、特に中学生レベルでの国際理解が必要であるという認識から、学校では近隣諸国の外国語教育に力ををいれ、国境を越えた学校間交流を実践してきた。

EU建設の起源となったのは、ドイツ・フランス間で戦争を2度と繰り返さないために創出された「戦争につながる石炭と鉄鋼を共同管理しようとする欧州石炭鉄鋼共同体」^{註28}であり、その平和共存の理念をヨーロッパ全体に広げ、2度と戦争が起らない世界を築こうという意志がそのその発端にあった。多言語教育による平和共存という理念はその延長線上にあるわけである。

現在、EUでは、言語の多様性を維持するために、EU加盟国の人々が、母国語以外にヨーロッパの言語を少なくとも2つマスターすることを推奨している。特に学校における外国語教育の重要性を強調し、加盟のすべ点の子供達が小学校段階から外国語教育を開始し、すべての加盟国に義務教育修了時迄に母語以外のEUの言語2カ国語を学ぶことを推奨してい

^{註26} 太田晴雄：「日本における国際教育」in『日本人の国際化―「地球市民の条件を探る」』澤田昭夫・門脇厚司編、日本経済新聞社1992 p.244-245

^{註27} 梶田孝道：「分裂と統合のヨーロッパ」in『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』西川長夫・宮島喬編、人文書院、1996、p.258-259

^{註28} 増田正：「EU統合の将来」in『EU世界を読む』小倉・有沢・吉野編、世界思想社、2001、p.44

る。そのために、EUの欧州委員会は 外国語教育の改善と向上のための国境を越えた連携プロジェクトを支援するプログラムを創出し、多言語教育の促進をはかっている。EU市民の複数言語教育をEUは大きな課題と目標にしている。

ところで、各国の通貨が事実上消滅し、ユーロ貨幣による完全な通貨統合の実施が始まる2000年1月1日を前にして、EUの行政機関である欧州委員会は欧州評議会との共催で、その前年の2001年を「ヨーロッパ諸言語年」として特化し、ヨーロッパ域内のさまざまな言語習得を推進するためのイベント、企画等の支援を展開した。ヨーロッパの遺産である文化と言語の多様性（同一国内における多様性も含めて）に人々の関心に向け、お互いの相違を尊重しあいながら共生していくためには、互いの言語を習得する事により、さまざまな文化を背景とする他者に開かれた個人の形成と個人の職業の可能性の拡大、そしてそれらを通して個人の人生の充実をはかることの重要性とを広くアピールするためであった。

欧州委員会のイニシアチブのもとに創設された、Eurydice²⁹ というヨーロッパの教育情報ネットワークは、この「2001年ヨーロッパ諸言語年」を記念して、EU加盟国・欧州自由貿易連合、加盟希望国(1998年現在で29カ国)の学校における言語(外国語・地域語)教育白書とでもいうべき調査研究書『ヨーロッパの学校教育における外国語教育』³⁰ を出版し、またインターネット上でも公開した。ヨーロッパ諸国では、主に中等教育において（そして近年は早期言語教育として小学校から）言語（外国語・地域語）教育を行っているが、その諸相（外国語が母語の子どもへの言語支援・少数地域言語の子供の母語教育のための言語教育、外国語教育の歴史的概観、各国の学校における地域語教育、外国語教育に充てられる時間・提供される外国語・教育方法・カリキュラム、言語教育の動向の概観、外国語教員の養成と採用、再研修等々）の資料集にもなっている。そして、この本の最終章の第6章は1990年からスタートした外国語教育推進のためのプログラム、リングア・プログラム創出の理念についての記述と10年間の実績報告となっている。

主にこの『ヨーロッパの学校教育における外国語教育』の6章に依拠しながら、EUの多言語教育推進のための取り組みとリングア・プログラムの概観をみてみる。

ーリングア・プログラムー

EUの行政機関である欧州委員会は、多言語教育を推進するために、1989年にリングア・プログラムを採択し、1990年に実施に移した。このプログラムは、国境を越えた教育機関の外国語教育に関する連携プロジェクトを支援するものであり、その目的は、「多言語能力が、明日のヨーロッパ市民に大切な数々の能力や資質と相即不離であるという確信に根差し」「質量ともに、ヨーロッパ連合の中での言語教育を改善すること」³¹ であった。多言語教育の促進のため、ヨーロッパ連合の公用語の中で使用頻度の少ない言語に関するプロジ

²⁹ Eurydiceは、ヨーロッパ・ユニットと各国ユニットから成り立っている。教育の国境を越えた協力関係構築のためには各国の教育制度の実践の情報を共有する必要があるという認識から、欧州委員会のイニシアチブの下に1980年にヨーロッパ・ユニットが創設され、その後、各国ユニットが当該国の教育省のもとに設立された。両者は連携して活動を行っている。

³⁰ *L'enseignement des langues étrangères en milieu scolaire en Europe*, Eurydice, 2001

この資料集はEurydiceのホームページから入手できる。http://www.eurydice.org

翻訳書『ヨーロッパの学校における外国語教育』は言語文化叢書Ⅱ九州大学言語文化研究院より2002年に出版されている。

³¹ 前掲書 p.174

エクトに優先権を与えることが明記されている。

リングア・プログラムに先立って1987年に始まったエラスムス計画は、最初のEUの教育プロジェクトで、高等教育機関の学生と教員を対象とするものである。協定を結んでいる国境を越えた高等教育機関の学生を対象に、留学費用の一部を支給するものである。高等教育機関(大学以外の高等教育機関も可能)の学生と教員のヨーロッパ共同体域内での移動性を推進し、ヨーロッパレベルでの高等教育の拡充をはかるプログラムであるが、その目的の一つも、当該言語が話される国へ行きその習得することである。現在EUのほとんどの大学がこのプログラムに参加している。1987年から2002年迄に100万人の学生がこのプログラムの恩恵を受けている。

1992年にマーストリヒト条約は、初めてその126条で教育の分野に言及し「ヨーロッパ共同体は加盟国の協力関係構築を奨励することによって、質の高い教育の発展に貢献する。」また、「ヨーロッパ共同体のアクションは(...)、特に、加盟国の言語の学習と普及によって、教育のヨーロッパ次元の展開を目指すべきである。」と明記した。EU理事会決議は1995年に、マーストリヒト条約でヨーロッパ共同体に与えられた教育の分野での権限を評価し、言語の多様性の促進が教育の核心の1つであることを確認した。そしてヨーロッパの市民個人々が、EUの言語の多様性の中に深く根ざしている文化の豊かさを享受できるようになるという希望を表明している。さらに、ヨーロッパ共同体の中での言語能力の量的・質的改善と加盟国の言語教育の多様化を奨励し、以下の5点に特に言及している。

- ・教員と学習者の流動性の促進
- ・革新的教育方法の開発の奨励
- ・早期言語教育
- ・言語教員の能力の定義化
- ・生徒が母国語以外の2つの言語を最小限2年間学習する必要性
- ・普及度の低く、教育の機会も少ない言語を学校で開設する必要性

上記のEU言語教育の理念のもとに創設されたリングア・プログラムに関して瞥見する。1990-19994年の第一期に以下の5項目を具体的目的にスタートした。

- (1) 外国語教員養成機関の提携による教育の促進と言語教員の海外研修のための奨学金
- (2) 外国語教員の研修の支援
- (3) 職業世界での外国語能力の促進
- (4) 外国語習得のための若者の交流
- (5) あまり普及しておらず、教育の機会も少ない言語の教育のための教育教材・機材の開発、並びに補足的措置

1995年からのリングア・プログラムはより包括的な学校教育分野に関わるソクラテス・プログラムと、職業教育に分野に関わるレオナルド・プログラムに横断的に関わるプログラムとして組み込まれ、強化された。先にあげた、エラスムス・プログラムもこのソクラテス・プログラムの中に組み込まれ、リングア・プログラムもエラスムス・プログラムに部分的に関与している。

EU以外の加盟希望国もソクラテス・プログラムに参加しており、ブルガリア、チェコ共

和国、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、リチュアニア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、スロバキアの公式言語も現在はリングア・プログラムの支援対象言語になっている。

2000-2005年の第2段階のソクラテス・プログラムとレオナルド・ダ・ビンチプログラムにおいてもリングア・プログラムは外国語学習と多言語習得の促進を遂行方針として採用している。ソクラテス・プログラムの中で、小・中・高の学校教育を対象にした、国境を越えた学校間の連携アクションを支援するコメニウス、高等教育機関を対象にするエラスムス、成人教育あるいは他の教育コースによる教育を対象にするグーテンベルグのアクションを通して実行されることになる。ここでもあまり普及しておらず、教育の機会も少ない言語の教育のための国境横断的プロジェクトに優先権が与えられている。

リングア・プログラムの中のアシスタント制は、1995年に開始した。これはヨーロッパのいくつかの国々の間にすでに存在する2国間協定で行われている外国語教育アシスタント制とはかなり性質を異にするものである。先にも述べたように、リングア・プログラムは、多言語促進のため、プログラムの目標言語の中でも、使用頻度が少なく、教育の機会も少ない言語に関するプロジェクトに優先権を与えという原則に貫かれているが、この外国語教育アシスタント制は、以下に見るように、特に使用頻度が少なく教育の機会も少ない言語に関わるものに特化している側面がある点で、リングア・プログラムのアクションの中でもユニークなものである。

リングア・アシスタントには2つのカテゴリーがある。第1のカテゴリーのアシスタントは外国語教員を志し、受け入れ学校でまだ教えられていない言語を話す人を対象としている。期間は3-8ヶ月で、旅費、受け入れ国の物価に応じて決められた生活費が支給される。アシスタントは受け入れ学校で、自らの教育方法を改善し、また、受け入れ国で、自らが将来教えることになる言語のブラッシュアップを図ることができると同時に、受け入れ学校と地域に「彼らの存在なしには享受できない言葉と文化をもたらすこと」になり、生徒達が彼らの言語に触れ、興味をもちかつ学ぶ機会を持つことで、ヨーロッパのあまり知られていない他の文化への感受性を培い、偏見をうち破ることを目的としている。1998年からは先に見たソクラテス・プログラムに参加しているEU以外の国々の外国語教員志望者と初等・中等教育の学校もリングア・アシスタント制に関与できることから、多様性はいっそう促進されることになった。第2のカテゴリーのアシスタントは、ソクラテス・プログラムに参加している31カ国すべての国へ行くことができる。この場合、あまり普及していない言語が主要言語である国へ行くことを奨励するため、外国語教員を目指す人でない場合もアシスタントとして行けることが例外的措置としてとられている。このカテゴリーの人は、未来の外国語教員である場合もあるが、そうでない場合はむしろ現地で言語を習得するあるいはレベルアップを図ることが主な目的となっている。こうした、2つのカテゴリーのアシスタントの存在によって、受け入れ学校は、教育プログラムに新しい言語を補足することができたり、授業にネイティブスピーカを導入できたり、既存の言語の教育を改善を図ったりすることが可能になっている。このアシスタント制への参加者による評価報告によると、アシスタントにとっても受け入れ学校にとっても、実り多いものという結果がでており、このプログラムへの参加者・学校数も増えているということである。

(5)EU諸国の初等・中等教育における言語(外国語/地域・少数言語)教育

1976年教育閣僚会議は、すべての生徒が少なくとも1つのヨーロッパの言語を学ぶこと、又、教員と外国語教育アシスタントの外国での研修期間を容易にすること、加盟国に実地的な言語教育と学習を推進するための計画を実行に移すように要求していた。

1983年ヨーロッパ理事会は、ヨーロッパ共同体は、外国語教育を推進し、奨励し、サポートする必要性を確認した。1984年には教育閣僚会議が、外国語教育の新しい飛躍のための数々の勧告をしているが、その中でも、生徒達が、義務教育終了迄に、母語以外の2つの外国語を習得し、その後の教育段階でその水準を保持することができるような対策を講じるべきだという点で合意をし、加盟各国に奨励している。^{註32} 各国の言語教育の実状はさまざまであるが、この推奨に、徐々に沿うような方向に向かうべく、それぞれの国の実状に応じてそのための現実的努力を行っている。

Eyrydiceの調査による、EU15カ国の公的書類に記載されている義務教育における必修第1第・2外国語(1998/1999年度)は次のページの表のようにになっている。^{註33}

表においては必修化がすべての生徒に原則的に行き渡った場合にのみ第一外国語に関して①、第2外国語に関しては②としてこの表に現れている。言語の種類に関しても同様である。従ってたとえばドイツにおいて、約30%の生徒が通うギムナジウムにおいて教えられている外国語数は表に現れているよりもかなり多いが、ギムナジウム以外の生徒には開設されていないためそれらの言語はこの表には反映されていない。表に表された事柄以外を補足する説明、あるいは1998/1999年度以降の改革等については以下のとおりである。尚フランスに付いては(3-2)で言及しているので省いている。イタリア以外の補足説明は『ヨーロッパの学校教育における外国語教育』に依拠している。^{註34}

イタリアに関しては、2001年5月11日東京で行われた欧州言語記念シンポジウム「言語の多様性」において、言語学者であり、文部大臣であるトゥッリオ・デ・マロウ氏によると^{註35}「母語以外に現代の言語をできれば小学校から」というEUの推奨をイタリアでも2001年から徐々に実行に移し始めたということである。6才からヨーロッパの言語1つを学び始め、10才から第2外国語を勉強始めるようにしているという。その2カ国語の一つは英語とされているが、第1外国語は英語である必要はないということである。

ドイツは1970年代にギムナジウムにおいて、第1外国語を英語としていたことに疑義が出され、ギムナジウムで提供できる言語はすべて第1外国語として可能であるとされた。70年代半ばからギムナジウムで教えることが可能な外国語数は増え続けている。2000年には11の外国語が提供され、中等教育の最終試験でそれらの選択が可能になった。^{註36} ギムナジウム以外の場合、規定は州によって異なるが、一般的にフランス語と英語が第1必修外国語として選択可能であるが、生徒は義務教育のある時期に英語を学ばなければならない。あるタイプのギムナジウムにおいては第2言語としてラテン語を選択することができる。

^{註32} *L'enseignement des langues étrangères en milieu scolaire* p.173

^{註33} *L'enseignement des langues étrangères en milieu scolaire* p.95の表と補足をもとに作成した。

^{註34} *Enseignement des langues étrangères en milieu scolaire* p.62 p.95

^{註35} Tullio De Mauro氏講演：「L'Europa delle lingue/多数言語のヨーロッパ」講演内容の日本語訳が配布された。欧州多言語年記念シンポジウム「言語の多様性」(2001年5月11日、東京)、国際交流基金フォーラム)

^{註36} *Enseignement des langues étrangères en milieu scolaire* p.62

公文書に記載されている 義務教育における必修第1第2外国語(1998/1999年度)	
ベルギー (仏語圏)	ドイツ語①英語①オランダ語①
ベルギー (仏語圏)	フランス語①
ベルギー (蘭語圏)	英語①②フランス語①②
デンマーク	英語①②フランス語①②
ドイツ	英語①②フランス語①②
ギリシャ	ドイツ語②英語①②フランス語②
スペイン	リストは作成されていない。原則としてどの言語も開設可
フランス	英語①②ドイツ語①②スペイン語①②イタリア語①②オランダ語①②ポルトガル語①② ロシア語①②デンマーク語②ギリシャ語②その他①② (その他: アラブ語中国語現代ヘブ 日本語ポーランド語トルコ語 (トルコ語は第2のみ) /第2言語としては13才から外国語と地方語を選択できる
アイルランド	言語教育は必修ではない。フランス語・ドイツ語・スペイン語・イタリア語・ラテン語・ ギリシャ語・ヘブライ語が選択科目として提供されている
イタリア	スペイン語①ドイツ語①英語①フランス語①ロシア語①
リュクセンブルグ	ドイツ語①フランス語② (英語は第3外国語で必修)
オランダ	英語①スペイン語②フランス語②イタリア語②ロシア語② その他② (アラブ語トルコ語
オーストリア	英語①②フランス語①②イタリア語①②スペイン語①②その他①
ポルトガル	スペイン語①ドイツ語①英語①フランス語①
フィンランド	1999年から言語を指定していない。理論的にはすべての言語を学べる。 第2公用語は義務教育の間に学ばなければならない
スエーデン	英語①スペイン語②ドイツ語②フランス語②その他② スエーデン語以外の言語が母語の場合その他の中にその言語が含まれる。 その言語は最低5人が求めれば解説されなければならない。表にある言語以外の外国語 でもかなりの数の生徒が要求し、先生がいれば教えられなければならない。
イギリス (EW)	ドイツ語①スペイン語①フランス語①イタリア語①オランダ語①ポルトガル語①
イングランド とウエールズ地方	ロシア語①デンマーク語①ギリシャ語①その他① (アラブ語ベンガル語中国語 グジャラティ語現代ヘブライ語ヒンズー語日本語パンジャビ語ウルドゥ語トルコ語 /学校は少なくともEUの公式言語を1つ開設しなければならない。この条件を満たせば、 National curriculumに示されている19のどの言語でも学べる。
イギリス (NI)	スペイン語①ドイツ語①フランス語①イタリア語①その他① (アイルランド語)
北アイルランド	
イギリス (SC)	スペイン語①ドイツ語①フランス語①イタリア語①
スコットランド地方	

資料:Eurydice

オーストリアに関しては、その他の範疇に入る言語はスロベニア語、クロアチア語、ハンガリー語、スロバキア語、チェコ語である。gymnasium、Realgymnasium、Wirtschaftsrealgymnasiumの生徒は、第2必修外国語用に指定された時間割上の空いている時限に、外国語とラテン語のどちらかを選択することができる。
1983年から小学校において近隣の国々の外国語がカリキュラムに組み入れられた。

スペインでは、1970年の教育一般法において、6才から9才までの小学校の第一段階で、フランス語と英語が選択科目になる。その他の外国語はそれに加えられてもよいことになっている。

フィンランドでは、1970年代に、国の他の公用語のに加えて、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語の中から必修第一外国語として選ぶことが出来るようになっていたが現在は言語は指定していない。

ポルトガルでは1989年の改革により外国語の選択肢が増え、その中の一つを必修科目として小学校の第2段階・第3段階で選択必修として、選ばなければならないようになった。

イギリス（イングランドとウェールズ地方）では60年代に外国語教育における言語多様化がさまざまな公的文書で推奨されたが、1988年になって、やっと政府によって正式に、学校と地方教育当局が第一外国語としてフランス語以外の言語を学ぶ生徒の割合が増えるように推奨するようになった。しかしながら、法規によって、選択の幅が広げられても相変わらずフランス語が最も多くの生徒によって選択されているという。1995年イングランドでは、外国語学習に特化する学校が導入され、そこでは外国語の選択肢が広がった。

現在表に見るようにイギリスでは、ヨーロッパの言語を最低1つ必修として学べばベンガル語、グジャラティ語、ヒンズー語、パンジャビ語、ウルドゥ語等きわめてマイナーな言語も原則的には学ぶことができるようになっており、中等教育で学べる総言語数は19になっている。

スコットランドでは、1989年から、教育省が地方当局と学校にフランス語以外の外国語教育を行うように勧めている。

オランダでは1991年に中等教育の職業準備教育コースをのぞいたMAVO、HAVO、VWO 3つのすべてのコースで⁸³⁷、従来の言語に加えてスペイン語、アラブ語、トルコ語、ロシア語（ロシア語はHAVO、VWOのみ）の授業を学校が用意できれば試験科目として選択できることになった。同時に、生徒が外国語科目にばかり集中した選択をするのをさけるため、中学・高等学校では3カ国語の選択を上限とした。しかし、最終試験を必修科目以外の科目で受けることも出来るし、試験に追加科目として外国語を選択も出来ることになっている。1999/2000年に高等学校における新しいカリキュラムの導入によって、HAVO、VWOではイタリア語が選択できるようになった。

デンマークでは1994年に Folkeskole(7才から16才までの公的教育機関)の改革によってフランス語が第7年目から導入され、ドイツ語とともに選択可能になった。

ギリシャでは1993-1994年にgymnasioで第2外国が必修となるのに伴って言語の選択範囲が広がりフランス語、ドイツ語も選択出来るようになった。

スエーデンでは、1994年から、第2外国語はフランス語・ドイツ語・スペイン語が初めて同じように選択できるようになった。

フィンランドでは、1996年から5年にわたる国家プロジェクトが、外国語（言語）の多様化をめざして立ち上げあげられた。（Kimmoプロジェクト1996/2000）。

このように学校教育で提供される外国語の多様化の傾向はすべての国で見られるが、英語を第1外国語と規定している国もある。スエーデン(7才から)、デンマーク(10才から)、オランダ⁸³⁷ MAVO(4年コースで職業専門がら校に進学する資格を取得できる)HAVO(5年コースで高等職業専門学校への進学資格取得)VWO(6年生で大学に進学できる)

(10才から)、ギリシャ(9才から)では英語を必修第1外国語と定めている。リュクセンブルグでは、1912年からドイツ語とフランス語が小学校から必修科目である。ス

スエーデンでは、移民に関して「いかなる子供も、その母国語が何語であろうと、スエーデン語と平行して、その母国語を学校で教えてもらう権利を有するとされており、‘スエーデンモデル’として注目されている。^{注38}

以上見たように、EU諸国では、それぞれの国の言語教育の伝統の延長線上で、中等教育において2カ国語学習を推進するための努力がなされている。当然のこととして提供される言語はEU域内の言語が優先的であるが、必ずしもヨーロッパの言語に限られているわけではなくヨーロッパ以外の言語も提供している国もある。

1987年に欧州議会は、「ヨーロッパ共同体における地域的及び民族的少数者の言語と分化に関する決議」で、ヨーロッパ評議会が地域・少数言語検証を作成する努力を支持し、加盟国が下記の内容を含む措置を取るよう奨励した。

- ・当該言語地域におけるすべての教育段階において、地域・少数言語の教育を正式に認める。
- ・上記の目的で創設された、授業、学校を正式に認可する。
- ・地域・少数言語の教員養成に特別に注意を払い、定められた措置を執るための教育手段を供与すること。
- ・地域・少数民族言語に関する教育のさまざまな可能性についての情報が行き渡るようにすること。
- ・EU加盟国の地域・少数民族に属する者が他の加盟国文化共同体の労働市場への参入を容易にするために、さまざまな証明書、職業能力証明書を提出できるようにする。

1992年には、欧州評議会が「地域・少数言語ヨーロッパ憲章」が採択された。それを受けて、EU加盟国は、生徒の保護者が要求し、希望する生徒の数が十分な数に達すれば、地域・少数言語で教育するあるいは教育の一部を行う、あるいはその言語の教育をカリキュラムの中に入れることを要求している。地域・少数言語教育に関して各国から寄せられた資料によると、多くの国が、上記の推奨事項を満たしているという。

関係する地域の教育システムの中に地域・少数民族言語が導入されるための基準は国によってさまざまである。スペインのようにバスク語、カタロニア語、ガリシア語をすべての学校に義務化しているところもあれば、各国で、開設のための〈法律上の義務の発生〉の条件を規定している場合、あるいは〈法的に開設可能〉な条件を設定している国等さまざまである。〈法律上の義務の発生〉には、次のような条件が設定されている。

①保護者の要求によって②最低限の生徒数③十分な資金④十分な数の教員の存在

国によって上記の4点のいずれか、あるいはいくつかを満たされれば、開設のための法律上の義務が発生するようになっているのがフランス以外の国々である。「最低限の生徒数」は、ベルギーのように16人、デンマーク10人としているところもあるが、ドイツは数字は明示していないといったようにさまざまである。〈法律上の義務の発生〉とは、当該地域・

^{注38} Tullio De Mauro: 「言語の多様性」 p.8

少数言語を「教育用言語」として、あるいは、「正式な教科」として開設せねばならないことを意味している。フランスでは、学校あるいは所管官庁の決定により〈法律上可能〉となるようになっている。そして、基準が満たされた場合、「教育用言語」として採用する、それが出来ない場合は、何らかの適切な支援措置をとることが勧められていることを意味している。

(6) 結びに代えて

いずれもきわめて大雑把なものでしかなかったが、日本の学校教育と韓国の中高等教育における英語以外の外国語教育、文化と言語の多様性を尊重しながら統合を進めているEUの言語(外国語/地域・少数言語)教育の理念と実践の一端と、多言語教育に配慮した言語教育を推進しているEU諸国の現状の一端を見てきた。EUとEU諸国の多言語教育への配慮は、国内の少数・地域言語も射程に入れたものであり、20世紀後半から注意と関心が向けられ始めた「言語権」という考え方をある程度反映したものでもある。

冒頭でも述べたように、EUは一定の枠組みの中での国家間の垣根を低くした統合体であるが、EUという枠組みを外してそれを世界に広げてみたとき、「次の時代の人々の生活の構成原理に深く関わっている事も確かである」^{註39} という認識に立つ時、言語の問題を長く抱えてきた歴史的経験から打ち出されたEUとEU諸国の言語(外国語/地域・少数言語)教育における多文化・多言語主義への深い配慮と模索の姿勢は、ともすれば、目先の効率主義の言説のみが幅を利かせがちで、言語教育についての深い洞察と理念の上に成り立っているとは考えにくい我が国の学校における言語(外国語/地域・少数言語)教育の今後の在り方を考える上で、学ぶべきことは多いと考える。我が国の学校における外国語教育の枠組みとパラダイムを長期的展望に立つて根本的に考え直してみることと、見取り図を見据えながら、具体的対策を講じていくことは緊急の課題であると考ええる。

^{註39} 西川長夫：『フランスの解体？ もうひとつの国民国家論』人文書院 1999,p.300